

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第4号

1997年4月

目 次

書 評

政体・革命・帝国——東アジアにおける西洋経験の諸相——三石善吉……………	2
革命と内乱のイングランド再訪——福田有広……………	7
モンテスキューと近代——安武真隆……………	12
研究会情報……………	18
第4回政治思想学会研究会プログラム……………	20

編集者より

田中代表理事が前号の「政治思想学会の今後の方向のために」において一つの提案として提起された方針に従い、今号から書評論文を掲載しました。田中提案を受けて理事会で今後の編集方針としておおよその了承を得た上でのことです。そして、どうせするのなら、個別的な新刊紹介というより、多少出版から時間がたっても、重要な書物を、必要に応じて複数まとめて、書評論文の形でとり上げたらどうかと考えた次第です。内容のある専門書を質的にも量的にも徹底して批評する習慣も、そのための場所も乏しい昨今の学界事情に一石を投じたいという志もあります。

幸いにして、日本、中国における西洋思想との接触、17、18世紀イングランドの政治思想、モンテ

スキュー研究という三つの分野で、タイミングよく、水準の高い研究書の刊行が相次ぎ、今回は三石、福田、安武三会員から力作をお寄せいただきました。当面、執筆者はむろん、書評対象も会員の著作を中心にせざるを得ないので、今回の形式をつねに維持できるか問題はあるかもしれませんが、反論の掲載を含め、内容の一層の充実をはかりたいと思います。英語圏の定評ある書評紙、とまではいかなくても、日本の学会メディアとしてはあまり例のない刺激的な学問的討論の場を提供できればと思います。会員諸氏におかれましても、とりあげるべき書物、適切な執筆者などについて、積極的にご意見をお寄せ下さい。そして、なによりも、とりあげるに値する労作が次々と刊行されることを期待します。
(松本礼二)

政体・革命・帝国—東アジアにおける西洋経験の諸相—

三 石 善 吉

松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』岩波書店

宮村治雄『開国経験の思想史』みすず書房

佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会

1

三書に共通する問題意識は伝統的政治体制下にあった東洋の知識人達の西洋の政治的・思想的衝撃に対する対応の諸相の解明にある。三書とも日本と中国における旧体制の崩壊、そして新たな国家形成という「疾風怒涛」の時代における、西洋とのドラスティックな・興味深い・対面と対決とをテーマにしている。三書の扱っている対象を示せば、それぞれいかなる面に焦点を当ててこの激動の時代を解明しようとしているかが明らかになる。まず松沢氏の『近代日本の形成と西洋経験』（1993）は全五章に分かれるが、内容的には明治維新直前・直後の日本人による西洋・中国複合経験の分析（第一、二章）、中村敬宇の『西国立志編』と『自由の理』の翻訳をめぐる様々な問題の包括的鳥瞰（第四章）、福沢諭吉の変革構想と『文明論の概略』を論じた（第三、五章）三つの部分からなる。宮村氏の『開国経験の思想史』（1996）は中江兆民を軸に「日本におけるフランス革命」を論じた第Ⅰ部と、久米邦武、福沢諭吉、馬場辰猪、陸羯南、梁啓超を論じ、さらに松沢氏の上掲書への書評論文を収めた第Ⅱ部からなる。佐藤氏の『近代中国の知識人と文明』（1996）は四章に分かれ、儒教体制から今日に及ぶ知識人論を序章として、清末から民国初期を中心にしつつなお今日に及ぶ「万国公法（＝国際法）」観の変化（第一章）、「フランス革命」の清末中国への影響（第二章）、近代中国の体制構想（第三章）を収める。

2

三書はそれぞれ極めて独創的な・個性ある方法で、西洋の東洋に対する思想的衝撃とそれへの対応を叙述しており、あたかも私の愛読書であるアガサ・クリスティーやフレデリック・フォーサイスの作品を読み進めているかのような趣があり、その見事な分析と推論は最後まで知的興奮をかきたて、巻を置く能わざるものがあつた。各書とも極めて独創性に満ち、取り上げている問題は多岐にわたるけれども、私の問題関心と重ね合わせ、先ず「体制構想」の問題、次いで「フランス革命」の問題、最後に「アジア帝国」の問題に絞って論ずることにしたい。紙幅の関係もあり、全論文を対象にした書評論文の体裁をとっていないこと、海容を請う。まず、第一の「体制構想」の問題から。

ミュアーヘッド（慕維廉）の『大英国志』（原書はThomas Milner, *The History of England*, London, 1852. 『大英国志』の封面には右上に「耶穌降世一千八百五十六年」、中央に大きく「大英国志」、封面の左下には「江蘇松江上海墨海書院刊」とある）の凡例の第二条に次のような文がある。訓読をあげ、念のために原文も掲げる。〈〉は三石のもの、（）は原文のものである。

史記〈歴史の書〉は皆国政を以て綱領〈要点〉と爲し、天下の万国、政は三等に分かつ。礼樂征伐は王者より出で、法令政刑は賤を治めて貴を治めず、国を有〈たも〉つ者を西語にてエンペラー（訳せば即ち中国の皇帝の号なり）と曰い、

中国、オロス及び今のフランス（ルイ・ボナパルトの第二帝政）等の国の如き是れなり。王者と民の選択する所の人を以て共に政を為し、君民皆治を法律の下に受け、国を有つ者を西語にてキングと曰い（訳せば即ち王。皇帝と別あり）、泰西の諸国にままたこれありて、英は則ち歴代あい承け、ともに此の号に従う。又帝無く王無く百姓（人民）の推立するの一人を以てこれを主（かしら）とし、限るに年数を以てし、新旧あい代わる有り。西語にてプレジデントと曰い（訳して即ち首（かしら）と為る者の称なり、今の合衆部の如き是れなり。）〔史記皆以国政為綱領、天下万国、政分三等。礼樂征伐、自王者出、法令政刑、治賤不治貴、有国者西語曰恩伯臘（訳即中国皇帝之号）、如中国俄羅斯及今法蘭西等国是也。以王者与民所選択之人共為政、君民皆受治于法律之下、有国者西語曰京（訳即王、与皇帝有別）、泰西諸国間有之、而英則歴代相承、俱從此号。又有無帝無王、以百姓推立之一人主之、限以年数、新旧相代、西語曰伯勒西敦（訳即為首者之稱）、如今之合衆部是也〕。

これはプラトン・アリストテレス以来の長い伝統を持つ「王政・貴族政・民主政」の如き政体三分法を中国人に初めて教えたものである。エンペラーは即ち帝政あるいは君主政で主権が君主にある君主主義の場合、プレジデントは即ち大統領制つまり共和制で主権が人民にある民主主義の場合、キングは即ち立憲君主制で君主主義と民主主義の折衷型を指すが、西洋の君主主義と民主主義の長い抗争の歴史を熟知しないと、この三分類の真の意味は理解しがたい面がある。

3

墨海書院にてミュアーヘッドのこの『大英国志』の華訳を助けたのが蔣敦復で、1860年の年を誌す自著「英志自序」には「君為政」「民為政」「君民共為政」の三政体が述べられている。この時墨海書院には王韜が居り、早くも1858年には友人に宛てた手紙に「君民同治」という言葉を使っているから、上海の「条約港知識人」（佐藤20頁以下。松沢118頁では「買弁型インテリ」。佐藤氏

の呼称の方が価値自由的か）達にはこの三分法はすでに常識になっていたようである。王韜の友人、鄭観応も『易言』（1875）でこの三分法を使っている（三石『中国の千年王国』東大出版会、1991、212頁、（注）11参照）。日本でこの『大英国志』が翻刻されるのは1861年の事であるが、それに先立って、1850年に杉田玄瑞がオランダ人プリンセン（P. J. Prinsen）の著作を『地学正宗』として訳出、そこでは政体を「治風」と訳し、簡単ながら「立君特裁」「立君定律」「合衆議定」の三政体を紹介していた。維新直前の西洋渡航者達は当然この蘭学と漢学からする政体の分類法を知っているはずであり、事実、福沢諭吉の『西洋事情』初編三巻が1866年に刊行（ただし松沢氏196頁によれば、1864年には写本として流布している）され、その第一巻冒頭に「政治に三様あり」と述べ、立君、貴族合議、共和政治を言い、さらに「立君の政治」を「立君独裁」と「立君定律」とに分けて説明を加えている（佐々木正哉「中国における共和思想の展開と台湾民主国独立運動始末（上）」、『近代中国』第18巻、1986年6月参照）。

福沢諭吉のこの分類法は『地学正宗』とジャン・ボダン『国家論』（1576）以来の「君主国家」「貴族国家」「民主国家」の分類に依拠していると思われる。しかし、松沢氏によれば、墨海書院は日本の識者の間ではよく知られていたはずであるが、福沢はミュアーヘッドの『大英国志』の分類に従っていない。ボダンに始まるこの分類法を福沢は一体どこで知ったのであろうか。

さて、幕末あるいは清末の体制変革を構想する知識人達は目前の急務に促されて、佐藤氏が鋭く指摘しているように（308頁以下）、スタティックな政体論からダイナミックな政体変遷論を導きだす。1865年には福沢諭吉は「公方様」を頂点に頂く「徳川絶対主義」とでも言うべき「大君のモナルキ」を構想していた（松沢55頁）。とするなら福沢は、松沢氏が指摘するように、この時点では「共和政治＝合衆議定」が放棄され、プリンセンの「立君特（＝独）裁」つまりミュアーヘッドの「恩伯臘」、中国、ロシアと同じ君主政体を指向していたということになる。また宮村氏の説く大久保利通の「意見書」のフレームは「君主擅制」「民主ノ

政」「君民共治ノ政」を説いている事から（宮村5頁）、明らかにミュアーヘットの『大英国志』によるものであろう。ところで佐藤氏の説くように、19世紀までの中国の知識人達はミュアーヘットの三分法によって中国の将来の政治体制を構想していたが、20世紀・清朝の最末期になって梁啓超の新しい政体三分法に取って代わる。1901年6月梁啓超は言う、「世界の政体には君主専制政体、君主立憲政体、民主立憲政体の三種類がある。これらの三種の政体は、かつては君主、民主、君民共主と訳したが、名称と意味内容が合致しないので、新たな名称に改めた」と（佐藤315頁）。梁啓超はこの時日本に滞在していた。政体分類法の変化は、日本の如何なる書物の影響なのであろうか。梁啓超は現在の中国を君主専制ととらえて、立憲君主制を構想するが、革命派との論争を通じて、フランス革命を念頭に置きつつ中国の民衆は未だ成熟せずとの判断から「開明専制」を主張する（佐藤、275頁）ようになる。

4

政体分類法は、現状認識に将来構想が結びついた時、必然的に改革論・革命論となる。これは幕末・明治期の日本でも清末の中国でも同様であった。そして、言うまでもないことであるが、最終的にどの体制を取るかは、現状認識とよって立つ立場とによって、極めて鮮明に分岐したのである。このことは佐藤・宮村両氏の「フランス革命論」を一瞥することによって瞭然である。われわれは、かくて第二の問題「フランス革命」と日本・中国の問題に入ることになる。

宮村氏の論文「開化」と「革命」——日本におけるフランス革命——は一種の知的挑戦であって、果たして維新日本と開化とフランス革命とはいかなる関係にあるのかとわれわれに謎をかけている。この謎解きはかなり複雑かつ難解である。

先ず宮村氏は、大久保利通が「民主ノ政」を否定して天皇親政を前提とした「君民共治ノ制」を主張したこと、岩倉具視がフランス革命に恐怖して「上からの漸進的開化」を説き、伊藤博文はフランス革命を「漸次各国ニ浸淫」する歴史の「大

勢」と考え、これを「馴致」していこうとしたと説き、要するに明治の元勲達が（ルソーと）フランス革命（＝体制の転覆）を回避しようとする思想的苦闘の諸相を説明し、次いで、1889年2月11日帝国憲法の制定によって日本の体制選択問題に終止符が打たれるまで、イギリス・フランス・プロシヤ留学体験者による「模範国」競争があったが、フランスがいち早く模範国の地位から脱落したのはフランス革命とその後の政治的不安定性のみならず、人権宣言のユートピア性にもあったと説明した。しかし、在野においてはジャコバン憲法前文の人権宣言が「圧制政府転覆スヘキ」との観点から注目され、民権側の論客（植木、福沢、中江兆民、島田三郎ら）はギゾーやバククルを援用して権力と対決する。福沢はバククルによる明治維新論（衆心発達→維新）を展開し、それに対して中江は「革命前法朗西二世紀事」を通じてフランス革命が「王家ノ積弊」と「学士の議論」から生まれたこと、とりわけルソーの説く「人心本来ノ自由」こそ「民志ヲ啓牖シ風俗ヲ移易」するものとして高く評価した。

さて、宮村氏の「謎」の解は「自由」であると思われる。明治前半期、体制構想は極めてクリティカルな問題で、体制側は「自由」の抑圧を、在野の側は「自由」の発達を優先し、「革命」は体制側にあっては回避されるべきもの、在野にあっては逆に抵抗権として機能し、しかもそれぞれの側の内部でも様々な対立、見解の相違がある。宮村氏はこの複雑に錯綜した思想（政治）闘争の過程を「開化」と「革命」という概念を駆使して鮮やかに説き明かした。兆民の余り注目されていない「二世紀事」を用いるなど周到卓抜な謎解きである。

5

ならば、中国の場合フランス革命はどのように理解されたか。

佐藤氏の諸論文は、論述の明晰性、周到な説明で、松沢氏、宮村氏とは全く異質の・不思議な説得力を持つ著作である。「フランス革命と中国」はフランス革命（＝革命）を軸とする近代中国政

治思想史になっている。

中国におけるフランス革命の紹介は極めて断片的に魏源、徐継畚に、やや詳細に姚瑩の『康輶（右酋）紀行』に見られ、アヘン戦争期以降「伝教の国」あるいは「民主の国」、普仏戦争に敗北してからは「落ち目の国家」とのイメージが加わる。中国人の手になるフランス史の専門的著作は王韜の『法国志略』（1871）で、フランス革命の原因としてルソー等の思想的影響、国家財政の危機と重税、貴族・僧侶の専横と民衆の怨嗟をあげていた。

日清戦争の敗北は中国人に大きな衝撃を与え、1896年変法運動の開始にあたって、康有為は『法国革命記』等を光緒帝に進呈し、フランス革命に言及して、ルイ十六世は「至仁至公」の人であるが、彼の「優柔不断な対応が民衆の行動に勢いを与えた」と述べて、皇帝に「自発的かつ抜本的改革」を促した。他方鄒容は日本にあって中国の伝統的な易姓革命を排して、天赋人權の理念に導かれたフランス革命・「文明の革命」を賛美した。彼ら日本留学生の中から所謂革命派が生まれ、康有為・梁啓超らの改良派と激しい論争を展開することになる。その争点は、進化と革命、専制と革命、民主と革命、革命と国際環境など多岐にわたるが、両派とも清朝を専制政体と見て、将来いかなる政治体制を選択するか（革命か改良か）にあり、革命派は専制政体→共和政体、改良派は専制政体→立憲君主政体→共和政体と考えた。

1912年1月1日成立の中華民国がたちまち専制体制に戻ってしまい、陳独秀はここから中国人の「思想や意識」の変革を目論む「新文化運動」を起こし、フランス革命の人権宣言、自由・平等・博愛やデモクラシーを強調した。李大釗は1918年にロシアは遅れているが故にその革命は社会革命と世界革命の双方の性格を持つと評価した。1919年のパリ講和会議は「公理」が無視され中国の要求は通らなかった。ここに所謂五四運動が起き、カラハン宣言が伝えられ、ロシア革命は「世界平和の曙光」と受けとめられた。中国共産党設立の中心メンバーが陳独秀や李大釗等新文化運動の担い手であったのは不思議ではない。

中国共産党の創設者達は直ちに社会主義革命を実行しようとしたが、コミンテルンの介入によっ

て、ブルジョワ革命を行なわねばならなかった。コミンテルンの圧力から自由になって中国革命の歴史的意義を独自に総括し得たのは毛沢東が延安の洞窟で執筆した『新民主主義論』（1940）等に始まる。新民主主義論はしかし個人の自由や個性をブルジョワ文化と否定し、国家と民族の自由を優先した。1989年の民主化運動の中で、方励之が「フランス革命が掲げた自由・平等・博愛・人權は人類の普遍的尊敬を受けております」と書いたのも言わば必然であった。

佐藤氏の方法は、多数ある資料の中から最適の資料を選び出し、この厳選された資料について必要かつ十分なる条件をたどりつつ、内在的にして緻密な論理を積み重ねていく所があり、説得力・迫力がある。また今日の中国の在り方にまで視野が及び、その分析のスケールの大きさ、当該問題の今日性にまで言及していく問題発見力には敬服する（なお64頁3行、7行、66頁の終わりから6行目の『万国律令』は『万国律例』の、209頁終わりから9行目1884年は1984年の誤植）。

6

第三の問題点はジャンマリ・ゲーノ『民主主義の終わり』（舛添要一訳、講談社、1994）の説く「帝国の時代」の問題、日本と中国を中心とする「アジア帝国」の問題である。「アジア帝国」とはいささか誤解を招きやすいが、本多利明『西域物語』、佐藤信淵『混同秘策』のような日本中心の独善的なものではなくて、樽井藤吉『大東合邦論』（1885）のような中国人と日本人及びアジアの人々をも含めた「真の提携・合作」による経済共同体の形成の可能性である。この思想は幕末から明治にかけて西洋に渡った「儒者」の中から出現してくる。

松沢氏の著書を読み進めていく過程で私が非常に驚いたのは、その手法として、たとえばある人物の乗る船が港に入っていく、その人物は上陸して宿舎に入るといった視点の移動は、ロング・ショットで風景の全体像を映し出し、次第に主人公の姿に迫っていくという映画的手法を思わせるものがあること、新聞の論調の背後にある思想、あ

るいは外国に渡ったもの達が現地で出会った解説者達の思想にまで立ち入って分析するというその哲学、その飽くなき知的好奇心ぶり(!)である。(なお、134頁最後の行の「于王」は「干王」の誤植)。

ところで、幕末西洋に渡航した者、幕府・諸藩から三百人程、留学生・視察旅行・芸者・軽業師等百五十人程、この途次中国についての様々な情報を得、ここに氏のいう「西洋・中国複合経験」(中国・西洋・日本の三角関係)が成立する。この渡航者たちが「いかに見聞し、見聞をいかに受けとめたか」との観点から分析は進められていくが、もちろん渡航者の中には、幕府の能吏柴田剛中のように「フランスの社会や人間の特質」にやささかも心を動かさない人物もいたし、使節団の高官達の中には異国で金に糸目をつけずに買物漁りに熱中して顰蹙を買った者もいた。しかし「強い意志とそれを裏づける知性をそなえた従者あるいは小者」が逆に見事な観察記録をのこしていた。福沢諭吉、渋沢栄一、玉虫左太夫、名倉予何人等である。この中で松沢氏の分析視角の鮮やかな切れ味を示す一例が浜松藩の儒者名倉予何人のケースである。以下松沢氏の分析の概要。

名倉は1862年千歳丸にてヨーロッパ6ヵ国訪問の際上海に立ち寄ったとき王互甫なる人物と知り合って意気投合し、中国人街の奥深く、頻繁にその家を訪ねて筆談した。それから二年後1864年遣仏使節団に加えられた名倉は再び上海にて王互甫の家を訪ねその父王仁伯と筆談を交わす。

「この度西洋に行かれるのは何のためですかな?(此番到西洋有何事)」

「わが帝王は洋虜を悪くみ、仇讐ただならぬものがあります。ですからこの度西洋に行く

のです(我帝王惡洋虜仇讐不啻也蓋所以有此行)」

「いつかわが中国と心を合わせてこの悪類を滅ぼせたら大いなる僥倖じゃ(後日能我中国同心滅此惡類乃大幸也)」(150頁)

この日中共同の攘夷論は後、思わぬ展開を見せる。維新成り明治新政権が出来ると、名倉は外務省に入る。1870(明治3年)年「日清修好条規」の問題が持ち上がると、名倉は中国志向派・「漢学者」派を形成して日中両国の「唇齒兄弟ノ国柄」を強調、西洋志向派と対峙する。この条規の成立過程についてはこれまでの研究が明らかにしているが、松沢氏は、従来の研究がついぞ言及しなかった条約締結に至るまでの、「儒学派」(名倉)の果たした役割を新発見し、李鴻章が名倉の日中提携論やその見解・見識を高く評価したことで、ここに初めて東アジアでの対等な条約が締結され、日本の西洋志向派が完敗した事を見事な実証で解きあかした。「儒学派」への注目は「西洋・中国複合経験」という方法論の多産性を鮮やかに証明したわけで、この視角は松沢氏の本書を貫く問題意識・方法でもあった。

ひるがえって、私がこのエピソードから引き出したい問題点は名倉・王仁伯等の友好交流が同じ儒教、同じ世界観に立って「攘夷」を構想している事によって発生している点である。しからば、ジャンマリ・ゲーノの説く「アジア帝国」を可能ならしめる今日的条件は果たして何であろうか。国民国家の幻想から解放され、国境を低くし、人的・物的交流を頻繁にし、一つの大きな親和の「共同体」を作り上げる条件は果たして何であろうか。

革命と内乱のイングランド再訪

福田 有 広

大澤麦『自然権としてのプロパティ:イングランド革命における急進主義政治思想の展開』成文社
鈴木朝生『主権・神法・自由:ホッブズ政治思想と17世紀イングランド』木鐸社

1

ここで取り上げる二つの作品に共通する特徴は、ロックやホッブズといった政治思想の古典を扱うにあたって、同時代に書かれた膨大な文献を精力的に渉猟している点にある。もちろん、膨大な資料の洪水を泳ぎ切るにはそれなりの方針が必要であって、両氏ともに、自覚的にそれぞれの方針を選びとっている。そして両氏の場合、その方針は対照的である。

まず、大澤氏の『自然権としてのプロパティ』であるが、本書には、1640年代から1680年代にかけての極めて多くの文書が登場し、その読解に即した詳細な叙述が展開されるが、叙述の鍵をなすのは、批判者のヘンリー・アイアトンを間に挟んで、レヴェラーズの指導者の一人、リチャード・オーヴァトン(Richard Overton)とジョン・ロックの三者である。すなわち、レヴェラーズが『人民協約』において提出した人民主権論は、まず、アイアトンによって、アナキーをもたらす危険な謬見であると批判され、続いてジョン・ロックによって、そうした批判に耐えうるもの書き直されるというのが本書の骨組みであり、その骨組み自体は、決して珍しいものではない。⁽¹⁾ また、その道筋をたどるにあたって、「プロパティ」という概念に着目することもやはり目新しいものではない。⁽²⁾ しかし、大澤氏は、そうした事情を十分承知

(1) 最近のものでは、Jacqueline Stevens, 'The Reasonableness of John Locke's Majority', *Political Theory*, 24 (1996), 423-63.

の上で、なお、新しい視点を立てようとする。タイトルに明示されているように、財産権・所有権としての「プロパティ」ではなく⁽³⁾「自然権としてのプロパティ」に着目しようというのである。そして、そうした「プロパティ」の概念の変化を描くことで、17世紀中葉の内乱から1680年代の名誉革命を結ぶ「イングランド革命」の歴史を語り、また同時に、レヴェラーズからジョン・ロックに至る急進主義の政治思想の歴史を語るということになるというのが氏の設定である。⁽⁴⁾

2

そこでまず、レヴェラーズを扱うにあたって大澤氏が注目するのはリチャード・オーヴァトンである。それは、オーヴァトンが、自然にあるすべての個人が持つもの、それ無しには、個人が自分

(2) C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism* (Oxford, 1962).

(3) よって大澤氏の姿勢はマクファーソン氏よりもタリー氏に近い。James Tully, *A Discourse on Property* (Cambridge, 1980).

(4) ロックを急進主義でとらえるというのは、もちろん、先頃急逝したアッシュクラフト氏の研究を下敷きにしたものである。Richard Ashcraft, *Revolutionary Politics and Locke's Two Treatises of Government* (Princeton, 1986). 一方、アッシュクラフト氏とは距離をとって、しかも新しいロック解釈を示したのは、辻康夫「ジョン・ロックの政治思想:近代諸価値の意義と脆弱性」『国家学会雑誌』vols. 106-8 (1993-5)である。

自身ではなくなってしまうものという形で「自然権としてのプロパティ」を論じたからである。しかもそのプロパティは、信仰の自由を含むものであるが、そのことは政治理論上、深刻な意味を持っていた。というのは、オーヴァトン⁵⁾は、神を信じることと理性を信じることをほとんど区別しておらず、それがために、個々人の理性の判断は、個々人の宗教上の良心と同様に、本人にとってかけがえのないもの、プロパティであることとなったからである。そうであるなら、誰でも、既存の政治秩序を自らの理性に照らして蹴飛ばしてよいという結論が出てくる。

しかしこれに対し、パトニー討論でのアイアトンの反論は、自分の理性の判断こそはかけがえのないものだという態度を各自がとったとしたら、誰もが勝手に所有権を主張することができ、逆に誰の所有権も安定しないというものであった（この有名なパトニー討論の再現箇所は本書中でも最も緊張感にあふれた部分である）。大澤氏は、こうした批判を受けたことにつき、オーヴァトンが「自然権」と「所有権」を「プロパティ」の名の下、理性のみによって直接連続させてしまったが故の当然の帰結であったと分析する。つまりオーヴァトンのプロパティには、理性以外、何も外面的な根拠がなかったのである。

3

そこで、以降、イングランドの急進主義者に求められたのは、伝統に基づく既存の政治秩序は相対化しつつ、同時に既存の所有秩序の方はそのまま保証するという二つの機能を合わせ持った理論を生み出すことであった。それはつまり、本人にすべての源を発するけれども、それでいて、周囲の他人にもわかるような外面的なしるしを伴ったプロパティ概念を開発するということであり、この課題を克服したのが、ジョン・ロックの労働価値説、つまり、本人の労働の結果は、本人の身体同様、本人にとってかけがえのないもの、本人のプロパティであるという議論であった。

ロックは、オーヴァトン同様、信仰の自由を重視し、信仰と理性をほとんど同一視する。ではな

ぜ、そのロックが、理性一本槍のオーヴァトンのプロパティ論の袋小路を突き破ることができたのか。それは、『人間知性論』に見られるような、理性と経験との連絡をつける哲学をロックが土台にしていたからであるという。つまり、オーヴァトンの理性が真理を自ら生み出すものであったのに対し、ロックの理性は経験から真理を導き出す推論能力、認識能力であり、ロックは理性の限界をわきまえていたのである。こうして、所有権を安定させることに成功したロックは、自然状態は決してアナキーではないと説明することができ、ひいては、安んじて人民主権や抵抗権を主張することができたというのが大澤氏の結論である。

ところが、このようにロックを読むと、大澤氏も認めるとおり、『統治二論』の解釈に問題が生じてくる。ロックがレヴェラーズの後継者なら、普通選挙による下院一院の政治機構を提唱してもよさそうなのに、実際には、『統治二論』は国王・上院・下院の政治体制を前提に議論している。これはなぜだろうか。⁶⁾これにつき、大澤氏は、ロックはオーヴァトンと違い、理性とて誤ることがあることを計算に入れており、いくら自分で考えて正しいと思っても、国制の大それた変革は思いとどまるべきであり、歴史上長く続いた制度にはそれなりの敬意を払うべきだと判断したのであろうと推測している。

しかしこうした推測は、本書の行論には合致していない。第一に、もしロックが国制の変革を思いとどまるほど慎重であったというのなら、その一方でウィッグ急進派のクーデタ計画には参加したというのはどういうことであろうか。また第二に、逆に、ロックが自然状態をレヴェラーズよりもずっと平和で安定した状態だと描くことができたのなら、国制の変革についても、むしろレヴェラーズよりも積極的であってもよかったのではないか。そして第三に、自然状態での個々人の理性についてロックがどれほどの限界を認めたかどうかということと、ロックが自分の理性にどれほど限界を認めたかという問題が大澤氏にあっては混同されているのではないか。

(5) Locke, *The Second Treatise*, Sect. 223.

こうした難問が出てくる原因は、『統治二論』のわかりにくさではなく、むしろ、大澤氏の議論の前提に無理があったためであるように思われる。『統治二論』の主眼をレヴェラーズの政治理論の難点を克服した点に見ると、『統治二論』の政治機構論の理解が難しくなってしまうということである。

しかし大澤氏は、こうした難点を十分覚悟している。序章に明かなように、そもそも、本書の狙いは、ロックをよりよく理解することではなく、1640年代から1680年代を結ぶ急進主義政治思想の特質を理解することにあるからである。つまり、レヴェラーズの継承という視点は、『統治二論』の解釈を通じて大澤氏が読みとったロックの視点というよりは、むしろ大澤氏が独自に設定した視点である。そこで問題になるのは、その独自の視点がどこまで一貫して本書を構成しているかということである。読み進める文書から独自に視角を立てる場合、解釈者はそれだけ自由な切り口を手にすることができるが、その一方で、作業の最中にその視角の確からしさを対象の文書に戻って点検することができないため、ともすると視角が不安定になりがちだからである。

4

「急進主義」につき、大澤氏は、「古来の国制 (the Ancient Constitution)」の根本的な改変や組み直しを企てる思想であると暫定的に整理しつつ、その内容は本書全体の行論のなかで明らかにしようとしている。ところが、本書を通読して気になるのは、「急進主義」の対概念、「古来の国制」の概念が統治形態と解釈原理の二通りに使われ、意味が定まっていないことである。つまり、「古来の国制」が、「国王・上院・下院」の政治体制という「イングランド国制」を意味する場合(本書, 166, 223, 271, 292, 305-6, 327.)と、古来から続いてきたという事実こそイングランド国制が優れた国制であるという証であり、誰も思いつきで改変してはならないという「古来の国制論」を意味する場合(44, 134, 197.)、さらに第三に、伝統的三身分が均衡・調和しているからイングランド

国制は優れた国制であるという均衡国制論を意味する例(262, 273.)とが混在しているということである。

もちろん、レヴェラーズのようにそもそも「国王・上院・下院」体制を否定した場合であれば紛れは少ないが、仮に「国王・上院・下院」体制を擁護した場合であっても、その根拠が「古来の国制論」である保証はない。ロックの場合はまさにそうであって、大澤氏はロックが「古来の国制」を伝統によらない仕方で再解釈した、という評価を下している。しかし、他の登場人物の場合には、そうした注意が十分なされているとはいえない。それが顕著なのはパトニー討論でのアイアトンの扱いであり、アイアトンは、議会と国王の政治体制を保全すると発言したばかりに、「古来の国制」の擁護者であり、ひいては歴史に依拠する「古来の国制論」の論客であって、理性に依拠するレヴェラーズの対極に位置するように描かれている(本書 147-58.)。しかしそこでは「イングランド国制」擁護論と「古来の国制論」とが混同されているばかりか、「歴史」も「伝統」も単なる「既存」の意味で使われている。また、上院の存在を強調する1670年代のシャッフツベリが「古来の国制」論者とされるとき、それは三身分の均衡国制論を意味するようであるが、続いて「ウィッグ急進派といえども、ついに『古来の国制』の意義を完全に払拭することはできなかった」(262.)という記述にあっては、どの「古来の国制」の意味であるのか、にわかには判じがたい。

大澤氏は、本書において、1640年代から1680年代にかけての極めて多くの文書を検討しており、その目配りの広さは驚嘆に値する。しかし、そのほとんどどれもが、氏によってあらかじめ設定された(しかもその都度伸び縮みする)「古来の国制」という尺度によって減点方式で思想の急進性が測定されるため(例えばリバーンやジェームズ・ティレルは古来の国制擁護の側面を持つとされる)、豊富な原資料が、氏の視点を研ぎ澄ます形では活かされていないのが惜しまれる。

5

豊富な原資料を緻密に検討したという点では、鈴木氏の著作も大澤氏にいささかも引けを取るものではない。しかし、大澤氏が、「近代啓蒙主義の政治思想の特色を探ろうとする」(本書, 10.)ことを課題に掲げ、あらかじめ分析視角を用意して取り組んだのに対し、鈴木氏の場合は、あくまでホッブズの残した文書の文面から出発する。そして、その文面の中で、全体の論調からははずれた箇所に出会った場合、その部分に即して、なぜホッブズがあえてそうした部分を挿入したのかという問題を立て、その段階で、他の原資料にあたって問題を解くという手法をとっている。

そうした手法をとる鈴木氏の最大の功績は、英語版『リヴァイアサン』の末尾、「総括と結論」の中の次の一節の読み方を発見したことである。

もしも、敵に服従する人々はその敵を自分の所領の一部で援助するに留まることになり、これにひきかえ敵に対する服従を拒否する人々は自分の所領の全てで敵を援助することになるとある人が考え至るならば、彼らの服従または和解を援助と呼ぶ理由はなく、むしろそれは敵にとっては損失なのである。(本書296、鈴木氏による日本語訳)

「総括と結論」は、ホッブズが、イングランドの新政府への服従を説く部分を含むことで有名であるが、上記の一節は、意味を取るのが難しい部分であった。しかし鈴木氏は、ここでホッブズが念頭に置いていたのは、旧王党派の赦免と所領返還問題であるという。当時、新政府は、旧王党派の所領を没収して管理下に置いていたが、旧所有者が新政府の側に帰順して一時金を支払えばその所領を返還するという方針をとっていた。そこで旧王党派の領主たちは困難な選択に迫られたが、ホッブズと親しかったキャヴェンディッシュ家の一人で、ニューカッスル伯の弟、サー・チャールズ・キャヴェンディッシュは、新政府に帰順して所領を取り戻す道を選んだ。これは、クラレンドンなど、あくまでスチュアート家に忠実な旧王党派から見れば、保身のための裏切りである。そこでホッブズは、キャヴェンディッシュらを弁護するために、上記一節を書いたというのが鈴木氏の説明である。つまり、「敵に服従する人々」とは、新政

府に帰順した旧王党派を指しており、「所領の一部」は一時金の支払いを意味する。一時金の額は、所領全体の額よりも小さかったから、帰順を断固として拒んで土地の没収を認めた場合に比べ、新政府の取り分は少なくなる。よって一時金の支払いは、実のところ新政府に損失を与えたのだというわけである。

6

「総括と結論」はスキナー氏の問題提起⁽⁶⁾以来、注目を集めてきたが、上記一節をどう読むかという問題は、これまでほとんど議論されたことがなかった。鈴木氏は、そこでホッブズが特定の人々の問題を扱ったのではないかという観点をもってこの箇所を読み、こうした確実な貢献に結びつけたのである。⁽⁷⁾

しかし、鈴木氏は、さらに進んで、『リヴァイアサン』のホッブズは、第二十一章「臣民の自由」など、「総括と結論」以前の部分（ここでは仮に「本論」と呼んでおく）において周到に準備を進めてから上記箇所の主張に至ったと解釈している(266, 276, 297)。しかし、そこまで旧王党派の赦免と所領返還問題を重く見るのは少々無理があるのではなかろうか。『リヴァイアサン』の「本論」と「総括と結論」とをそのまま続けて読んでしま

(6) Q. Skinner, 'Conquest and Consent', in G. E. Aylmer (ed.), *The Interregnum* (London, 1972), 79-98. 近年、スキナー氏はその解釈を修正している。これにつき、'Thomas Hobbes on the Proper Signification of Liberty', *Transactions of the Royal Historical Society*, 40 (1990), 145-51.

(7) 鈴木氏とは別に、メツガー氏もチャールズ・キャヴェンディッシュの土地の買い戻しに注目し、同様の解釈を示している (Hans-Dieter Metzger, *Thomas Hobbes und die Englische Revolution 1640 - 1660*, (Stuttgart / Bad Cannstatt, 1991), 125-7.). 両者は、お互い全く独立に、しかも英米圏の研究者に先駆けてこの発見に到達したことになる。

うことになるからである。⁽⁸⁾

1640年代の著作、『法の原理』や『デ・キヴェ』と比べ、『リヴァイアサン』では「設立」よりも「獲得（つまり征服）」の議論の比重が高まっているのは鈴木氏が指摘する通りである。⁽⁹⁾ しかし、征服の概念に着目して、1640年代の著作と『リヴァイアサン』の違いを指摘するなら、『リヴァイアサン』の「本論」と「総括と結論」の違いにも目を向けるべきであろう。

まず、ホッブズは、『リヴァイアサン』の本論で初めて、実力による制裁を伴わぬ契約は紙切れに過ぎぬと公言するとともに、⁽¹⁰⁾ 敵に捕らわれた場合は、臣民の側は、生命・身体の危機に瀕していても、旧来の服従義務を解かれると「臣民の自由」の項目でやはり初めて主張している。⁽¹¹⁾ つまり、『リヴァイアサン』本論のホッブズは、イングランドが内乱に陥ったこと（既に多くのイングランド人がチャールズに対する服従から離脱したこと）を正面から認め、どうしてそうした事態が起こったのか、自分の言葉で説明を試みたのであ

る。主権者に絶対服従であったはずの臣民の多くが現にその服従から離脱してしまったのはなぜか——チャールズの軍事力が十分でなかったからだ、というのである。⁽¹²⁾

しかし一方、『リヴァイアサン』本論のホッブズは、未だイングランドの征服を見届けていない。⁽¹³⁾ 内乱を制した者は、外来の征服者同様、正規の主権者となると論じて、征服者（勝者）の登場を待つのみである。議会が征服者だと認め、議会への服従を勧めるホッブズの記述は、「総括と結論」に至って初めて現れる。その時、征服者に帰順することが許される条件は第二十一章よりもさらに緩和されるとともに、征服は（勝利と違って）契約に基づく権利の問題であるとされ、第二十章とは異なる見解が示される。⁽¹⁴⁾

このように見てくると、『リヴァイアサン』本論での、「臣民の自由」をはじめとする、征服をめぐる新しい議論は、決して『リヴァイアサン』本論の基調からはずれた議論ではなく、特定の人々を擁護するために挿入されたと考える必要（本書247）は必ずしもないように思われる。

7

さて、以上の問題の他、本書を構成するのはホッブズの宗教・教会論と、『ビヒモス』の検討であり、前者にあっては、ホッブズは『法の原理』から『リヴァイアサン』に至るまで、決して殉教をキリスト教徒に要求しはしなかったこと、『リヴァイアサン』では「神の国」の到来時期を不明とし、その到来をいわば無限に先送りすることで、当時影響力を増しつつあった、千年王国論者の世俗秩序への介入を封殺する手だてが取られたことを綿密に論証している。また、後者では、キリスト教徒臣民の外面での服従と内面での信仰の自由

（8）鈴木氏は、ホッブズの後の作品『諸考察』におけるホッブズ自身の『リヴァイアサン』解釈を検討しているが、その検討は「総括と結論」部分に限って有効であるように思われる。

（9）こうした特徴は、『リヴァイアサン』においては、設立型コモンウェルスの説明においても強制の契機が全面に出ているという福田歓一氏の指摘や、人間の實力のデファクト不平等が前提とされているという前田康博氏の議論とも関わる問題である。以上については、福田歓一「国家契約説の強行」『近代政治理論成立史序説』（岩波書店、1971）；前田康博「『リヴァイアサン』のホッブズ」『民主主義理論の源流』有賀・佐々木編（東京大学出版会、1986）。また、私自身の見解については、拙著、*Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes and Mixed Government in the English Civil Wars* (Oxford, 1997 近刊)。

（10）*Leviathan*, ed. R. Tuck (Cambridge, 1991), XIV. 99 [p. 70]; XVII. 117 [p. 85]. []内は1651年版のページ数。以下同様。

（11）*Leviathan*, XXI. 154 [p. 391].

（12）逆に、『リヴァイアサン』以前のホッブズは、そうした事態を認めず、イングランド国民なら、あくまで主権者、チャールズに従うことを求めたのである。よってそのホッブズは、契約の拘束力を強調すると共に、臣民の安易な日和見気分の逃亡を許さない。

というその路線が、王政復古後の著作『ビヒモス』でも貫徹していることを確認しつつ、『ビヒモス』が、内乱の歴史を叙述するスタイルをとりながら、その実、征服説で復古王政を性格づけるというきわめて論争的な書であったこと——つまりホッブズは、『リヴァイアサン』以来の政敵、クラレンドンとは王政復古期にあってことさらに厳しく敵対を続けたことになる——を明らかにしており、豊富な資料を背景に示唆に富んだ内容となっている。⁽¹⁵⁾

(13) 鈴木氏のように、議会が既にイングランドの新しい主権者となっているという前提でホッブズが『リヴァイアサン』の本論（少なくとも第十四章以降）を書いたと考えると、執筆時期との関係でも問題を生じる。1649年1月のチャールズの処刑は、(ホッブズの出入りする)パリの亡命宮廷にとっては衝撃ではあったが敗北ではなかった。チャールズ二世が直ちに即位し、スコットランド、アイルランドでは依然として軍事面で優位に立っており、そこからイングランドへ侵攻して新政府を打倒する現実的な見通しを持っていたからである。一般的に言って、旧王党派が当面の政権奪回を諦めるのは、1651年9月、ウースターの戦

いにおいて、スコットランドの軍勢力が壊滅した時点とされるが、クラレンドンの残した記録によれば、ウースターの一年前、1650年9月のダンバーの戦いでの敗北で、パリの宮廷に一度は諦観が漂ったことが知られる。タック氏は、これを根拠に、「総括と結論」はダンバーでの敗北以降に、本論はそれ以前に書かれたと推測している。Richard Tuck, 'Introduction', *Leviathan* (Cambridge, 1991), ix-x. 一方、鈴木氏は、『リヴァイアサン』本論の時点で、ホッブズが既に議会を新しい主権者に認定していたという主張の根拠に、『ビヒモス』の主権循環論の記述をあげているが(本書, 276.)、その循環論自体、『リヴァイアサン』の主権理論とは異なっており、執筆時期も王政復古期である『ビヒモス』に『リヴァイアサン』読解の証拠能力はない。

(14) *Leviathan*, 'A Review and Conclusion', 484-6 [pp. 390-1]. 「契約」を重視するとは、恐らく、当時の 'the Oath of Engagement' を意識した記述であろう。

(15) なお、近年のホッブズ研究については、『国家学会雑誌』vol. 107 (1994), 621-7の拙稿「学界展望」をあわせて参照して頂ければ幸いである。

モンテスキューと近代

安 武 真 隆

押村高『モンテスキューの政治理論—自由の歴史的位相—』早稲田大学出版部

川出良枝『貴族の徳と商業の精神—モンテスキューと専制批判の系譜—』東京大学出版会

1

同じモンテスキューおよびそのテクストを研究対象とするにしても、各研究者が持つ知的な関心・選好の如何によって、浮かび上がるモンテスキュー像は自ずと様々でありうる。このことを我々は、近年あいついで登場したモンテスキュー研究に窺うことができる。それらの中で、本稿で

は、押村高氏の『モンテスキューの政治理論—自由の歴史的位相—』(早稲田大学出版部、1996年)、および川出良枝氏の『貴族の徳、商業の精神—モンテスキューと専制批判の系譜—』(東京大学出版会、1996年)という、ある意味で対照的なモンテスキュー研究書に注目する。端的に言えば、両研究はともにモンテスキューにおける自由の問題に焦点を当てつつも、前者は、自由が人間主体の

いかなる行為によって失われるものかに注目しつつ、彼の論理の現代的射程を引き出そうとし、後者は、自由の喪失とともに自由の維持が人間主体のいかなる営みと不可分であるかについてのモンテスキューの考えに注目しつつ、彼の論理の同時代的特徴を浮き彫りにしようとしている。本稿では、両研究を検討することによって、モンテスキュー研究の今後の可能性を示唆することにした。

2

まず、押村氏のモンテスキュー研究の特徴としては、二点を指摘することができよう。第一に、氏は、従来のモンテスキュー研究における解釈上の争点を、まず序章において、イギリス国制論、貴族反動説、共和主義、相対性と歴史主義の四つに整理し、次いで第一章で、自然法と相対主義という争点を加え、これまでの論争の経過を批判的に検討している。ここでの検討を通じて氏は、従来のモンテスキュー研究には二つの傾向があり、それぞれに難点があったと主張する。まず、これまでの研究には、後の時代の分析枠組にモンテスキューの論述を無理に当てはめたり、その枠組みに当てはまらないことを理由に、彼の見解を矛盾し混乱したものとして断罪したりする傾向があった。これに対して押村氏は、解釈者には矛盾するかに見える『法の本質』の様々な論述が、モンテスキューの意識においてなぜ両立するものであったのかを、現在の規準ではなく、彼の「論理展開に即して説明すべき」とであると主張する。さらに、従来のモンテスキュー研究においては、彼の利害関心を暴露し、その歴史的制約性を強調する傾向があり、その結果として、彼の思想の「現代的 actualité」を看過してしまうという難点があったと、氏は指摘する。これに対して氏は、同時代の背景にモンテスキューの思想を埋没させ、「いたずらに客観視する」のではなく、彼の提出した課題を「内在化させる」、つまり、現代においてモンテスキューと「問題圏の共有」を果たそうとするのである。以上の観点から氏によって批判的に整理された従来のモンテスキュー研究は、モン

テスキューの政治思想がいかに多様に読まれ、またその整合的理解がいかに困難であったかを示すものであろう。

3

押村氏の研究の第二の特徴は、モンテスキューと現在とが共有している（と氏が考える）課題を、モンテスキューの論理展開に即して抽出することによって、氏なりの明解なモンテスキュー像を提示した点に求められる。氏は、『法の本質』における「事物の本質」「一般精神」「穏和の精神」「習俗」「風土」「歴史」といった概念に焦点を絞り、モンテスキューの政治理論を定式化している。その政治理論とは「反主権」の政治学であり、全てを人間の意思と作為とで統御しようとする「近代国家」の「立法万能主義」に対して歯止めをかけることを目的としている。氏によれば、モンテスキューにとって政治学とは、「何かを新たに生み出す」「人為」の政治学ではなく、「治療学」である。そこで想定される政治体とは、「複数の数の総和」のようなもので、「わずか一つに手を加えただけで、全体がすっかり変わる」ものである。したがって「法」は、「習俗、風土、国民の性情を無視する」「立法者の気紛れ」に委ねられるのではなく、「事物の本質」に基礎づけられなければならない。このように見るならば、モンテスキューの政治理論は、「実定法至上主義」に対するキケロの疑義を「18世紀において呼び醒ます」ものであり、かつ、後のハイエクの「主権による自生的秩序の破壊」の問題と本質的に同一であった、と氏は指摘する。以上の考察を踏まえて氏は、モンテスキューと現代とが共有する課題が、「価値の主観化」の危険性を提起し、「近代の閉じた自我」へ懸念を表明し、「自己完結した『主権』の台頭」を阻止し、「共同体のアポリア」を提示することであった、と結論づけるのである。確かに、モンテスキューが「反主権」の観点から専制批判を展開したという押村氏の理解そのものは、さほど目新しいものとは言えない。しかし、氏が、モンテスキューの思想における無視しえない重要な論点を抽出し、しかも、この論点が時代の制約を超えて繰り返し登

場したことを指摘することによって、単にモンテスキュー自身にとどまらない政治思想史の広い展望の中に、この論点を位置づけたことも見逃すべきではない。さらに氏は、「反主権」の政治学が、モンテスキュー自身の中でどのような知的過程を経て形成されるに至ったかを、詳細に跡づけて検討している。しかも、その検討の中には、氏が定式化したモンテスキューの政治理論の枠には必ずしも収まりきれない彼の様々な論点について、傾聴に値する考察が盛り込まれており、これらの点も含めて氏の研究は高く評価されるべきであろう。

4

以上のように、押村氏の業績は、従来の錯綜した研究状況を克服しようとする意欲的な試みとして、意義深いものである。とはいえ、同じくモンテスキュー研究者である筆者から見て異論がなかったわけではない。ここでは、氏が設定する研究目的と、氏が解明したモンテスキュー像の内容という二つの観点から私見を述べることにしたい。

まず、ここで氏の研究目的をあらためて要約すると、それは、第一に、モンテスキューの内在的論理に基づく理解、第二に、彼の思想の、歴史的過去への還元ではなく、現代においても共有する要素の抽出、ということになる。しかしながら、この二つの研究目的が、常に両立しうるものなのかどうか、筆者には判然としなかった。前者は、モンテスキューが歴史的過去に生きた思想家である以上、ある程度歴史研究とならざるをえないのに対し、後者は、ともすれば現代の視座を過去の思想家に投影することで、従来のモンテスキュー研究と同じく恣意的な解釈の余地を残しているからである。実際、氏は、従来の解釈上の争点に忠実に応答しようとするあまりに、それらをめぐる諸説の混乱や曖昧さに足を取られしまっているようにも見受けられる。もちろん、歴史的過去に属する思想家の現代的意義を指摘することは、政治思想研究に要請されてきた役割の一つである。しかし、モンテスキュー自身がある課題としかに格闘したのかを解明するには、彼と現代の

我々とがいかなる課題を「共有」しているのかという点のみならず、彼がいかに現代とは異質の条件の下に生き、したがって、課題の設定やそれに取り組む方法において、我々といかに異なっていたのかという点をも、考慮する必要がある。

第二に、押村氏が定式化したように、モンテスキューの政治理論が、「人為」の政治学を否定する面を持つものであったとしても、他方で彼は、政府の「腐敗を除去し、予防する」ためには、人間主体による何らかの営為が必要となるとも考えていたのではなからうか。確かに「人間は、生まれながらの性質に従って作るもの以上に優れたものを生み出すことはできない」ため、「政治学者は、いたずらに仕組みを変え、基本法を創り変えることではなく、習俗の健全さや、政体全体の自然的均衡を保つことに、意を用いなくてはならない」というのは、モンテスキューの重要な主張の一つである。しかし、彼は、政体の健全さや「自然的均衡」を形成・維持するにあたって、各人の道徳的陶冶と権力への関与とが必要であるという視点を、結局のところ放棄しなかったのではなからうか。例えば、彼の「名誉」をめぐる議論には、人間主体に求められる何らかの積極的な契機が見いだせるように思われる。仮に彼がこの必要性を重要視しなかったとするならば、各人に一定の選択的態度を迫る「名誉」を、『法の精神』において論ずることもなかったであろうし、わざわざ君主政の「原理」として位置づけることも、不要だったはずであろう。この点に――筆者とはやや異なる観点からではあるが――答えようとしているのが、川出氏の研究である。

5

川出氏のモンテスキュー研究の特徴としては、次の三点が指摘できよう。第一に、体系性を欠いた非一貫的なものと従来解されがちであったモンテスキューの多岐にわたる論述を、氏は「専制批判と政治的自由という問題構成」に注目しながら、ある程度整合的に描くことに成功している。しかも、氏の整合的理解は、従来のモンテスキュー研究においてしばしば見られた『法の精神』

における政体論や権力分立論——これらは『法の精神』の中の個別的論点であるに過ぎない——に検討を加えることによってだけでなく、さらに、同書における官職売買制度、商業活動、奢侈、人間本性、歴史、奴隷制、市民的自由などの広範な論点を射程に入れることによって達成されているのである。

氏は、「近代」（後述）の君主政に関するモンテスキューの見解を、専制批判、「商業」の発展、人間主体のあり方という三つの観点から整理している。まず、モンテスキューの専制批判は、「徳」による批判、「一般精神」による批判、「多元性」による批判という三つの層からなる。これらの専制を克服することによって、普遍的正義、無数の原因の連鎖の歴史的結果として形成された「一般精神」の支配、「不協和の調和」としての「政治的自由」が実現され、フランスの君主政は「自由な国家」になるとモンテスキューは考えた。次に、「商業」の発展についてモンテスキューは、商人の金銭欲と貴族の虚栄心とが、「奢侈」を媒介とすることによって社会全体の発展を促進させるとし、そのようにして形成された「情欲の秩序」を肯定的に描いている。最後に、「自由な国家」を維持する人間主体としてモンテスキューが期待するのは、私益の追求に専念する個人よりも、むしろ戦士貴族あるいは武家貴族たちである。彼らは、究極的には己の財産・生命さえも賭ける榮譽欲ないし名譽心という高貴な情念を持つことで、専制化に対抗し「政治的自由」を維持するのである。ただし、彼らの情念は権力意思でもあり、それ自体としてはアナーキーや専制を招来する余地すら残している。この危険性に対する歯止めとしてモンテスキューは、権力と権力とが安定的に均衡・抑制し合う「不協和の調和」の制度化と同時に、市民の安全の保障という「政治的自由」とは別の原理の導入を主張したのであった。以上のように要約される川出氏のモンテスキュー理解が、『法の精神』の様々な論点を包摂しうる説明枠組を提示したものであることは、強調に値するであろう。

川出氏の研究の第二の特徴としては、モンテスキューの政治思想のみならず、同時代のフランスの他の政治思想家——具体的には、フェヌロン、ブーランヴィリエ、アベ・ド・サン＝ピエール——をも、先と同様の三つの観点から検討することによって、この時期の「近代」化に対するフランス政治思想家の知的態度の多様性を、いわば群像として描いたことが挙げられる。氏は、フェヌロンが原理主義的なカトリシズムの立場から、ブーランヴィリエが身分社会を擁護する立場から、アベ・ド・サン＝ピエールが絶対主義内部から革新を推進しようとする立場から、それぞれ、「近代」の君主政に対して批判を展開した点を描き出している。17世紀後半から18世紀初頭にかけてのフランス政治思想に関する研究として、モンテスキューの前後における何人かの論者を扱ったものとしては、欧米ではカルカッソンの研究が先駆的なものであった⁽¹⁾。他方、日本においては、モンテスキューと同時代における上記の論者達を扱った研究は必ずしも十分に進展していなかった。その意味で川出氏の業績は、モンテスキュー研究にとどまらず、この時期の他のフランスの政治思想家を日本で初めて丹念に検討したという意義をも有していると言ってよい。

第三に、モンテスキューと同時代の複数の論者とを検討することによって川出氏は、18世紀前半のフランスにおいて、いかなる争点をめぐって政治的議論が展開されたのかの見取り図（氏の言葉

(1) Elie Carcassonne, *Montesquieu et le problème de la Constitution française au XVIIIe Siècle*, Paris: Les Presses Universitaires de France, 1927 (Genève: Slatkin, 1978). ただし、カルカッソンによる研究においては、ブーランヴィリエ、ダルジャンソン、マブリーなどに比べて、フェヌロン、アベ・ド・サン＝ピエールの扱いは軽い。なお、これらの論者達におけるフランス君主政とパルルマンの歴史的起源論に焦点を絞って検討した最新の研究としては、北川正夫「モンテスキューのフランス君主政論—歴史解釈を手がかりとして—」『東京都立大学法学会雑誌』第37巻、第2号、1996年、75-132頁がある。

によれば「近代という意識」を我々に提示している。氏は、この時期の著述家が、己の生きる時代を、過去としての「古代」とは異質の新しい時代、即ち「近代」として捉えていたとし、この時期新たに登場したとされる様々な論点に対する各論者の態度に注目する。具体的には、当時のフランスの君主政の把握のあり方、君主の所業に対する評価、商業活動や奢侈に対する態度、貴族身分の範疇と自己のアイデンティティーをめぐる理解、言い換えれば「近代」の君主政の担い手として期待する者をいかなる尺度で見出すかという論点、授爵制度・官職売買制度に示される身分社会の流動性に対する評価、封建制やフランス史の叙述のあり方、などの諸論点に関する各論者の態度が検討される。しかも、「近代」をめぐる当時の問題群を整理するにあたって、氏は上記の諸論点に関する近年の社会史研究の動向にも目配りしていることが強調されねばならない。確かに、日本のモンテスキュー研究において、上記の諸論点をある程度包括的に扱ったものが、これまで皆無であったわけではない⁽²⁾。とはいえ、川出氏の業績は、それを手がかりとして、モンテスキューの論述を他の論者のそれと比較することによって、同時代におけるその政治的・社会的位置づけをより明確化することを可能にしたと言えよう。例えば、官職売買制や商人貴族に対するモンテスキューの態度が、同時代においていかに特異であったか、また、彼の「名誉」概念が、マンデヴィルに先立つジャンセニストらの「自己愛」というペシミスティックな人間観察の態度からいかに影響を受けていたのかが、氏の研究を参照することで鮮やかに浮き彫りにされるのである。したがって、氏が描き出した18世紀フランスの見取り図は、この時代の政治思想が何を問題としたのかという問いを引き受けようとする今後の研究者にとって、賛否いずれ

(2) 川出良枝「恐怖の権力—『法の精神』における「専制」—」『思想』795号、1990年9月、65-85頁。安武真隆「モンテスキューにおける共和政の理念と君主政—『法の精神』における「富」と「名誉」—」『政治研究』(九州大学法学部)第41号、1994年、41-83頁。

にせよ一度は真剣に取り組むべき理解枠組となるであろう。

7

以上のように、川出氏の業績は、18世紀フランス政治思想に関する日本における歴史的研究の水準を引き上げたものとして高く評価されるべきである。とはいえ、筆者から見て、理解が微妙に異なる点もいくつか存在する。本稿では、川出氏の提示した枠組に従い、専制批判、「商業」の発展、人間主体のあり方の三つの観点から私見を述べることにしたい。

まず、「徳」による専制批判に関する川出氏の解釈には、議論の余地が残るように思われる。確かに、氏が指摘するように、モンテスキューの専制批判は、君主の主権の恣意的行使に対抗すべく「一般精神」という第二の層と「多元性」という第三の層から行われている。しかしながら、第一の層に関しては、「徳」の概念をどう把握するかにもよるが、普遍的正義や公平の概念と「徳」の概念とが、常に同一視できるとは言えないであろう。例えば、「市民的自由」をめぐるモンテスキューの論述は、「正義」の観点から専制批判を展開したものと解釈できるが、「徳」の観点からの批判と捉えるのにはやや無理があるように思われる。モンテスキューにおける「徳」の議論に関しては、初期の『ペルシャ人の手紙』以来、貴族の人格的独立としての自由や公共心・愛国心という要素を無視することができないし、このような意味での「徳」の観点からの専制批判を検討するためには、「多元性」からの批判において見出される戦士貴族の榮譽欲や名誉心といった英雄主義的な貴族の「徳」の議論や、川出氏が今回積極的には扱わなかったがモンテスキュー自身は『法の精神』において相当の分量を割いた古典古代の「共和政」をめぐる議論(本来専制が、古典古代の国制と対比される概念であったことは、強調されるべきであろう)、同時代における人文主義的影響などが、踏まえらるべきであろう⁽³⁾。川出氏が本書における「最終的な目的」を、貴族的契機の歴史的な現れと自由との政治理論における関連性を問うことにあ

ると主張しているだけに、高貴な情念としての「徳」と自由との人文主義的・共和主義的な関連についての言及があってもよかったのではなかろうか。

次に、商業社会に対するモンテスキューの態度は、川出氏が示唆するほど肯定の色合いの強いものであったのだろうか。氏は、「われわれをあるがままに放任して欲しい」というモンテスキューの主張を、新しい商業社会への移行を容認するものとして理解している。しかし、この主張はむしろ、押村氏の指摘にもあるように、恣意的な立法を排し、自生的に形成される習俗や一般精神に従うことの重要性を強調したと理解するのが妥当ではなかろうか。さらに、J. ローのシステム崩壊の経験や徴税請負人批判にも見られるように、モンテスキューは、富のみを媒介とした人間関係の画一性に対して警戒感を終生抱いていた。いわゆる「古代」の君主政が、「商業の精神」によって決定的かつ不可逆的に商業社会としての「近代」の君主政へと変貌していく、という将来的可能性を、モンテスキューが危惧することはあったとしても、期待をもって見ていたとは思われない。むしろ彼は、第三身分による商業活動と、貴族の「名誉」とを区別し続けることによって、少なくとも当時の君主政の基本的枠組（とモンテスキューが見た）ゴシック政体それ自体は、固定的に捉えていたのではないだろうか⁽⁴⁾。したがって、「商業」の進展下にある「近代」の君主政と「古代」の君主政との違いは、氏が強調するほどには大きくなかったように思われる。確かに、氏が指摘するよ

うに、モンテスキューの中にも己の生きる時代と過去とを区別する「近代という意識」は存在した。しかし、筆者の見るところでは、『法の精神』における商業活動の論述では、両者の境界線は君主政の中にあるというよりも、むしろ古代の共和政と（ゴシック政体としての）近代の君主政との間に設定されていたように思われる。

最後に、「自由な国家」の形成・維持を目指した書として『法の精神』に注目する場合、モンテスキューがその実践的担い手として想定していたのは、戦士貴族に限られるのであろうか。確かに川出氏が明晰に整理したように、死の恐怖を克服しようとする戦士貴族の高貴な情念は、「理論のレベルで」モンテスキューの「名誉」概念の重要な要素である。しかしながら、『法の精神』において戦士貴族に明確に言及した箇所の少なさを踏まえるならば、戦士貴族の役割を強調する川出氏の解釈は、説得力を減ずるのではないだろうか。モンテスキューの論述から自由と貴族的契機とについてのどのような議論が引き出せるのか、という川出氏の関心から離れて、モンテスキューが、なぜ『法の精神』を、あのタイトルを冠して執筆したのか、また、彼が引き受けた問いとは何であったのかに注目するのであれば、彼が自らのメッセージを伝達しようとした読者として、戦士貴族以外の広範な人間主体が浮かび上がってくるであろう。

以上、本稿では、両氏の研究を紹介することによって、モンテスキュー研究の今後の可能性の幾つかを示唆した。筆者によるいくつかの批判的言明もまた、両氏の研究の高い価値を前提とした上で、そうした可能性を探るためのものであった。両氏の研究を踏まえた上で、モンテスキュー研究を一層進展・充実させることこそ、筆者を含めたモンテスキュー研究者の今後の課題なのである⁽⁵⁾。

(3) 「共和政」をめぐる議論については、押村氏の研究書の第三章、および第五章を、また、『ペルシャ人の手紙』に至る初期モンテスキューにおける「徳」の議論については、安武真隆「初期モンテスキューにおける古典古代」『法政研究』第63巻、第3-4合併号、1997年、681-733頁を参照されたい。

(4) 以上の立場から「名誉」と商業活動との関連を論じたものとして、安武前掲拙稿（1994年）を参照されたい。

(5) 安武真隆「モンテスキューの政治思想—法・自由・名誉—」（学位請求論文、九州大学法学部、未公開、1996年）が、その試みの一つである。

研 究 会 情 報

成蹊大学思想史研究会

連絡先：成蹊大学法学部亀嶋研究室内
〒180 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1
TEL 0422-37-3623

1996年10月26日

テーマ：知識学と自我原理

報告者：瀬戸一夫

11月16日

テーマ：英国の政治的伝統と17世紀コモン・ロー
思想—慣習と理性をめぐる思考様式
から—

報告者：土井美徳

12月14日

テーマ：千葉眞著『アーレントと現代—自由の政
治とその展望—』（岩波書店）をめぐる

報告者：西本郁子・村井洋

1997年1月11日

テーマ：フランシス・ベイコンと「ブリテン」論

報告者：木村俊道

3月15日

テーマ：川出良枝著『貴族の徳、商業の精神—モ
ンテスキューと専制批判の系譜』（東京
大学出版会）について

報告者：佐々木武

4月19日

テーマ：シュトラウスにおける政治と哲学(仮題)

報告者：中村孝文

東京大学政治理論研究会

連絡先：東京大学法学部研究室 佐々木毅
〒113 東京都文京区本郷7-3-1
TEL 03-3812-2111(内)3242

1996年9月21日

テーマ：情念とマナーズ—エドモンド・バークに
おける承認関係の政治学

報告者：犬塚元

11月16日

テーマ：総選挙をふりかえって

報告者：橋本晃和・飯尾潤・谷口将紀

11月30日

テーマ：川出良枝著『貴族の徳、商業の精神—モ
ンテスキューと専制批判の系譜—』（東
京大学出版会）をめぐる

報告者：宇野重規

12月21日

テーマ：モダニズムと秩序構想—中井正一をめぐ
る小考—

報告者：荻部直

1997年2月15日

テーマ：チベット仏教共同体と「中華」—清朝期多
民族統合の一側面—

報告者：平野聡

2月22日（東京大学政治史研究会・同行政学研究会
と合同）

テーマ：日本政党政治史の枠組

報告者：三谷太一郎

立命館大学政治思想読書会

連絡先：立命館大学法学部中谷猛研究室内
〒603 京都府京都市北区等寺院北町56-1
TEL 075-79-5724

1996年3月30日

テーマ：モンテーニュの政治思想の位相—新しい
人文主義の文脈から—

報告者：宇羽野明子

4月27日

テーマ：自由主義とリップマンの「公共哲学」

報告者：岡本仁宏

6月29日

テーマ：ルターの自由概念—内的自由と外的自由
の分裂—

報告者：古賀敬太

7月20日

テーマ：亡命アナキストの西洋体験—石川三四郎
の場合—

報告者：米原謙

9月28日

テーマ：政治哲学の再構成—多様性・対等性・非
暴力を軸にして—

報告者：寺島俊穂

12月7日

テーマ：ハンナ・アレントとフェミニズム

報告者：岡野八代

1997年1月25日

テーマ：共和主義と市民主義の問題

報告者：中谷猛

3月29日

テーマ：オークショットの近代国家論

報告者：福井秀樹

早稲田大学政治思想研究会

連絡先：早稲田大学政治経済学部飯島昇蔵研究室内

〒169-50 東京都新宿区西早稲田1-6-1

TEL 03-5286-1281

1996年11月9日

テーマ：合評会・千葉眞著『アーレントと現代—
自由の政治とその展望—』（岩波書店）

報告者：斎藤純一、森政稔

12月7日

テーマ：合評会・松本三之介著『明治思想におけ
る伝統と近代』（東京大学出版会）

報告者：五十嵐暁郎、梅森直之

2月1日

テーマ：合評会・宮村治雄著『開国経験の思想史
—兆民と時代精神—』（東京大学出版
会）

報告者：松本礼二

3月8日

テーマ：合評会・原武史著『直訴と王権』（朝日新
聞社）、『〈出雲〉という思想』（公人社）

報告者：伊東貴之、金井隆典

4月19日

テーマ：J・ロックの道徳・政治理論—リベラリス
ムの再構成に向けて—

報告者：山岡龍一、加藤節、川出良枝

5月23日

テーマ：合評会・小野紀明著『二十世紀の政治
思想』（岩波書店）

報告者：川崎 修、斎藤純一

サンデル氏講演日程

第4回政治思想学会研究会の開催にあわせて、
M・サンデル氏（ハーバード大学）が来日し、研究
会に参加するとともに、以下の日程で講演会を
行います。

日 時：5月23日（金）午後2:10～午後4:00

場 所：本館262

タイトル：未定（近著 *Democracy's Discontent* を
めぐって）

司 会：千葉眞

コメンテーター：飯田文雄・山岡龍一

詳細については、政治思想学会研究会開催校事務
局にお問い合わせ下さい。

日 時：5月26日（月）午後3:30～

場 所：神戸大学六甲台地区第一学舎

タイトル：Democracy and Community in a
Global Age会場変更の可能性がありますので、ご関心のある
方は、5月10日以降、神戸大学法学研究助成室
（078-803-0243）にお問い合わせの上、ご来場く
ださい。

第4回政治思想学会研究会プログラム

期 日 : 1997年5月24日—25日

場 所 : 国際基督教大学

第一部 政治的なものの再検討

第一セッション 政治的なものの諸相

斎藤純一 現れと聴取の政治—Political Attentionの問題をめぐって

杉田孝夫 政治的なものとジェンダー

杉田敦 寛容と差異—政治的アイデンティティをめぐり—考察

司会 前田康博

第二セッション 政治的なものと主体

岡本仁宏 自由主義・ボランティア・公共性—市民社会の政治的主体について

梅森直之 「表象」(レプレゼンテーション)としての「社会」と「自我」

—大杉栄における「イデオロギー」と「実践」

司会 中谷猛

第三セッション 歴史における政治的なもの

亀島庸一 二十世紀における政治的基礎概念の変容をめぐって

緒方康 前衛と知—近現代中国における政治的なもの

山田央子 「シヴィル」と「ポリティカル」の境界—明治日本における「自由」観再考

司会 鷲見誠一

第二部 政治思想史研究の回顧と展望

報告

石田雄・福田敏一

討論

小野紀明・米原謙

司会 加藤節

なお、第一日目の午前に、M・サンデル氏の公開講演があります。

日時 : 5月24日(土)午前10:00～午前11:30

場所 : 国際基督教大学・本部棟206

タイトル : Reflections on *Democracy's Discontent*

司会 : 飯田文雄

コメンテーター : 佐々木毅・千葉眞

1997年4月21日発行 発行人 田中治男 編集人 松本礼二

政治思想学会事務局 郵便振替番号 0019-7-571218

169-50 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学大学院政治学研究科気付

電話03-3208-8534 FAX 03-3208-8567